

平成 30 年度
第 3 回

国民健康保険運営協議会議事録

平成 31 年 2 月 7 日（木）開催

加古川市国民健康保険運営協議会

1 日時 平成31年2月7日(木) 午後2時～午後3時

2 場所 加古川市役所 新館7階 171会議室

3 出席者

委員出席者 9名

委員欠席者 3名

事務局出席者 13名

会 議 次 第

1 開会

2 議事

協議事項

- ・国民健康保険料の料率等の見直しについて

報告事項

- ・平成30年度決算見込について
- ・健診に行こう！わくわくプレゼントキャンペーンについて
- ・平成31年度保健事業（新規）について

その他

3 閉会

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ただいまから議事をお願いするわけですが、本日は、3名の委員が所用のため欠席との報告をいただいております。

したがいまして、本日の協議会には、委員定数12名に対し、9名の委員にご出席をいただいております。

よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員の定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長にお願いすることにいたします。

会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】

こんにちは。本日はお忙しいところ運営協議会に出席していただきありがとうございます。ここ数日は暖かい日が続いておりますが、まだ2月ですので寒さも続くと思ひます。みなさまにはお体に気をつけるようお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

委員の皆様、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を2名指名します。議事録作成後、署名をよろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

本日はお手元の次第のとおり、協議事項が1件、報告事項が3件でございます。

まず、協議事項『国民健康保険料の料率等の見直しについて』を議題とします。本件は、12月に市長からあつた諮問事項の一つで、後ほど委員の皆様にお諮りいたします。

まずは、資料2ページまで、事務局、説明をしてください。

【事務局】

それでは、加古川市国民健康保険料の料率等の見直しについて、説明させていただきます。お手元の資料1ページをご覧ください。

項目は、全部で4つございます。1つ目は、「国民健康保険料の賦課限度額の改正について」、2つ目は「国民健康保険料の軽減判定所得の改正について」、3つ目は「国民健康保険料にかかる旧被扶養者減免の改正について」、4つ目は「国民健康保険料の料率について」でございます。

まず、1つ目の国民健康保険料の賦課限度額の改正についてご説明しま

す。

①改正の内容についてですが、国民健康保険料のうち基礎賦課額、いわゆる医療分にかかる限度額を58万円から61万円に引き上げるというものです。国民健康保険料につきましては、保険料の上限であります限度額が国民健康保険法施行令において定められています。この限度額を超えない範囲で各市町村が定めることになっておりまして、本改正は、この上限を引き上げるものです。

②改正の理由ですが、平成31年1月25日に国民健康保険法施行令が公布され、基礎賦課額にかかる限度額を現行の58万円から61万円に引き上げることが示されました。

賦課限度額につきましては、県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」で、国民健康保険法施行令で定める額を標準的な賦課限度額としていくこと、また、仮に賦課限度額を引き上げずに、保険料率の改定により必要な保険料収入を確保しようとする、高所得者層の負担と比較し、中間所得者層の負担がより大きくなっていくことから、この改正にあわせて賦課限度額を引き上げたいと考えております。

ちなみに、③影響額試算についてですが、この改正により限度額を3万円引き上げた場合の保険料調定額は、約1,300万円増額となる見込みです。

続きまして、お手元の資料2ページをご覧ください。国民健康保険料の軽減判定所得の改正についてご説明します。

まず、①改正の内容についてですが、保険料につきましては、世帯の所得が一定額以下の場合には、基準額に応じて、均等割と平等割、いわゆる応益分保険料の7割、5割、2割を軽減しております。昨年度に続き、今回の改正においても5割と2割の判定基準額を見直します。

②改正の理由ですが、平成31年1月25日に国民健康保険法施行令が公布され、国民健康保険料の軽減措置の判定基準を拡充する内容が示されました。この改正にあわせて国民健康保険条例の一部を改正します。

具体的な内容ですが、①改正の内容にあります表をご覧ください。軽減判定に用いる基準額は、世帯主とその他の加入者の合計所得で判断します。2割軽減の場合、現行では加入者数に50万円を乗じた額に33万円を加算した所得額以下の世帯が対象となりますが、改正後は、加入者数に乘じる金額が、1万円引き上げられて、51万円となり、基準額が拡大します。

同様に、5割軽減の場合は、現行では加入者数に27万5千円を乗じて33万円を加算した所得額以下の世帯が対象となりますが、改正後は、加入者数に乘じる額が5千円引き上げられて28万円となり、基準額が拡大します。いずれの場合も基準額が引き上がることにより、軽減対象となる世帯が増加することになります。

なお、7割軽減につきましては、昨年度に引き続き、今回も改正はありません。

次に、④影響額試算をご覧ください。軽減の拡充に伴う影響ですが、現行の世帯数と被保険者数を改正後の基準で置き換えますと、表のとおり、2割軽減に該当する世帯は41世帯の増加、5割軽減に該当する世帯は162世帯の増加と見込んでおります。また保険料調定額については合計で約820万円減少すると見込んでおります。

なお、軽減拡充により保険料収入は減少しますが、軽減した額や軽減対象者数に応じて国県市から交付される基盤安定負担金は約1,360万円増加になると見込んでおり、先ほどの保険料調定額減による保険料収入額の減を780万円と見込むと、国保会計としては差引き約580万円の増収となる見込みです。

以上で（１）国民健康保険料の賦課限度額の改正についてと（２）国民健康保険料の軽減判定所得の改正についての説明を終わります。

【会長】 説明は終わりました。ご質問・ご意見がございましたら承ります。

【委員】 ２ページの③イメージ図とありますが、何をイメージさせようとしているのでしょうか。また、判定基準は所得を基準としているのに対し、イメージ図では給与収入換算とありますが、どういう関係があるのかよくわかりません。

【事務局】 ２割軽減の場合、３人世帯で軽減対象所得判定基準に当てはめると、現行では所得１８３万円となります。これが改正後では所得１８６万円となり、給与収入に直すと現行２８７万円から改正後２９１万円に軽減対象の枠が広がっているというイメージ図となっています。

【委員】 数字だけが書いてある図ではわかりづらいと感じました。私は「一人が働いて、専業主婦（夫）がいて、子が１人」というような家族構成をイメージしましたが、国保加入世帯がどのような家族構成かわからず、金額のことだけ言われてもイメージが湧かないと思います。さらにイメージ図の書き方としては、まず改正により所得の枠が広がります。その場合、収入相当額ではいくらになります。そしてこの世帯構成であれば〇割軽減に該当しますというように逆に書いてもらえると、よりわかりやすいと思います。

【事務局】 書き方については検討します。

【会長】 他にございませんか。

（質問なし）

それでは、一旦質問等を終結します。

先ほどに続いて、残りを、事務局、説明をしてください。

【事務局】 それでは、お手元の資料３ページをご覧ください。３つ目の国民健康保険料にかかる旧被扶養者減免の改正についてご説明します。

①改正の内容についてですが、会社等の健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者に扶養されていた者で、国民健康保険の資格を取得した日において６５歳以上である者を対象に行っている減免、いわゆる「旧被扶養者減免」のうち、応益割（均等割・平等割）にかかる減免期間を見直します。

②改正の理由ですが、平成３０年１２月１２日に「応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」にて厚生労働省保険局国民健康保険課より通知があったため、旧被扶養者減免の応益割（均等割・平等割）にかかる減免期間について見直しが示されたため、この通知に基づき国民健康保険条例施行規則の一部を改正したいと考えています。

ちなみに、この改正により応益割の減免期間を２年に見直した場合の保険料調定額は、約２１０万円増額となる見込みです。

最後に、お手元の資料４ページをご覧ください。国民健康保険料の料率についてご説明します。１月１６日に兵庫県から平成３１年度国民健康保険事業費納付金等として、納付金と標準保険料率の通知がありました。

まず、①に示しております「国民健康保険事業費納付金の確定額」７６億１，９３８万４４８円が、当市が平成３１年度に県へ支払わなければならない納付金額として、通知された額になります。この納付金の算出方法

についてご説明しますと、まず県は、兵庫県全体の医療費総額を見込み、次に公費・前期高齢者交付金を充て、その上で不足する額を納付金総額として算出します。その後、各市町ごとの所得総額、被保険者数、世帯数の割合で按分した額に医療費水準を反映して、各市町ごとの納付金額を算出し、各市町に割り付けます。その額が①で示しましたA：76億1,938万448円です。

次に、料率について、②の表をご覧ください。保険料は、医療分・支援分・介護分で構成されており、さらに所得割・均等割・平等割で算定します。医療分を例にとって説明しますと、所得割は、世帯の合計所得に保険料率を乗じて所得割額を計算するものですが、その標準保険料率が7.19%ということになります。均等割は、国民健康保険の加入者数に乗じて計算するものですが、その標準保険料率が29,281円、世帯ごとに賦課される平等割の標準保険料率が20,589円になります。以下、支援分・介護分についても同様でございます。なお、参考に本市の平成30年度保険料率を右側に記載しております。

つづきまして、③市保険料の影響についてですが、①の納付金約76億円の支払いにあたり、最終的に保険料で用意しなければならない総額がいくらかを計算します。

ここで、加算調整と減算調整の内訳については、次のページ、別紙「市保険料の影響にかかる加算・減算調整額について」で説明しますので、5ページをご覧ください。

項目が多いので、全体の増減に係る主な箇所について説明します。

まず、上段のB加算調整額についてです。これは、必要な現年保険料にプラスとなる費用です。合計は3億351万5千円となり、前年度から4,703万3千円の増となりました。

主な原因は、太字で記載しているところで、ア 医療分の内訳2番、保健事業に要する費用が保健事業の新規開始等により、1,276万円の増、次に、内訳の最下段②番、普通交付金償還金が過年度交付を含めて対象外を県に返還する必要があり、3,120万円の増となりました。

続いて、下段のC減算調整額についてです。これは、必要な現年保険料からマイナスする収入です。合計は28億7,815万4千円となり、前年度から1,549万6千円の減となりました。

主な原因は、同じく太字で記載しているところで、ア 医療分の内訳の下の方にある③番、その他一般会計繰入金（保険料条例減免分）が、減免制度の見直しにより、2,192万9千円の減となったことで、その他減算調整の増減によるものです。

以上が内訳の説明となります。それでは、もう一度、4ページの③市保険料の影響にお戻りください。

加算調整、減算調整後の保険料総額が50億4,474万1,448円となります。この額を現行の保険料率で算定した平成31年度当初予算現年保険料見込額45億5,691万9,000円と比較しますと、保険料が4億8,782万2,448円不足するということになります。

次に、④平成31年度の保険料率についてをご覧ください。以上の推計により、平成31年度の市保険料収入額は、約4億8,800万円不足する見込みではありますが、平成31年度の保険料率につきましては、次の理由により、現行の保険料率のまま、据え置くこととしたいと考えております。

その理由の一つ目としましては、現時点での国民健康保険事業基金、いわゆる貯金、の今年度末残高見込みが、約16億8,000万円ありますので、この基金を活用したいと考えています。参考までに、平成30年度

当初予算では、約1億7,500万円の財源不足があり、この不足分を国民健康保険事業基金から補填して予算を組んでいます。なお、国民健康保険事業基金につきましては、第2回の運営協議会において、年度間保険料の調整、災害時保険料の不足、保健事業の充実を主な使い道としてあげさせていただきましたが、平時の保険料不足の際にも活用したい考えです。

二つ目の理由としましては、平成30年度は、県広域化による新制度の初年度であり、今後、県の決算状況等を把握したうえで将来の事業費を推計し、保険料率を算定した方が適切であると考えするため、平成31年度の保険料率については、据え置きたい考えです。

以上で、協議事項「加古川市国民健康保険料の料率等の見直しについて」の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【委員】

3ページの旧被扶養者減免の改正について、今回が初めての改正になるのでしょうか。また、個人的には、旧被扶養者がやむを得ず国保に加入するのは当たり前だと思っています。被扶養者だけが減免され、対象にならない方もいる中で不公平な制度だと感じていますが、今回の改正で一旦落ち着くか、それとも徐々に減免の幅を狭めていくのか、先の見通しは立っているのでしょうか。

【事務局】

応益割については、今回の改正で本則に戻った形となります。応能割についても現行の内容が本則と考えています。と言いますのも、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、激変緩和等の意味合いでこの減免制度ができたわけですが、後期高齢者医療制度にも同じ軽減制度がありまして、その本則が応能割を軽減する内容となっているためです。後期高齢者医療制度に追随する形で国保が定まっているため、当面はこのまま続くと思っています。ただし、本則の改正があればもちろん条例を改正することにはなりません。

【会長】

他にございませんか。

(質問なし)

委員の皆様のご意見をお聞かせいただいたところ、本件につきましては概ねご理解いただけたように思います。

それでは、委員の皆様にお諮りします。

「国民健康保険料の料率等の見直しについて」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

【会長】

全員の賛成です。よって、本件はこれをもって決定とさせていただきます。

今後は、ただいまの協議結果をもとに答申書を作成し、市長に答申させていただきますので、ご了承願います。

答申書の写しについては、後日皆様へ送付します。

次に、報告事項『平成30年決算見込について』を議題とします。

事務局、説明をしてください。

【事務局】

平成30年度国民健康保険事業特別会計の現時点での決算見込みについて説明をさせていただきます。

お手元の資料6ページをご覧ください。

主に、決算見込額が大きいものを説明させていただきます。

なお、平成30年度に数字の記載がない欄は前年度から皆減したもの、

逆に前年度に数字がなくて今年度数字がある欄は皆増したものです。これは平成30年度からの制度改正やこれに関連したものになります。このたびは皆減箇所の説明は割愛させていただきますが、決算見込額がある皆増箇所については、後ほど説明させていただきます。

それでは、歳入の主な項目から、説明いたします。

左上の保険料・税の収入についてですが、総額は、約49億1,100万円で、前年度比6.5%減を見込んでおります。これは、被保険者数が約2,000人規模で減少したことが原因で、75歳到達により後期高齢者医療制度に移行する人が多いためです。

次に、中段の県支出金についてです。総額は、約205億9,000万円で、前年度より大幅に増加しています。これは、内訳の上から3行目にあります「普通交付金」約200億9,900万円によるもので、今年度から市の保険給付費に必要な費用はすべて県から賄われることになったためです。

次に、下段の一般会計繰入金についてです。総額は、約22億5,900万円で、前年度比4.22%増を見込んでいます。主な増加理由は内訳の下から2行目の「財政安定化支援繰入金」1億1,500万円で、このたび保険料軽減世帯割合が全国平均以上あったため、国が定める繰出基準に基づき一般会計から繰り入れとなり、前年度比53.75%増となったためです。

続いて、基金繰入金についてです。現時点で約1億5,800万円を基金から取り崩す予定としております。基金の残高については、右下の基金の表をご覧くださいと、平成30年度末の残高見込みは前年度決算の黒字を新規積立したことにより約16億8,200万円で、平成29年度末の残高約12億6,700万円から約4億1,500万円増加する見込みとなっております。

以上が、歳入の主な決算見込みとなります。

続きまして、歳出の主な項目について説明いたします。右側の表をご覧ください。

まずは、総務費の下の保険給付費についてです。総額は、約200億9,900万円で、前年度比2.58%増を見込んでおります。これは、被保険者数全体は減少傾向にあるものの、65歳以上の前期高齢者が占める割合は年々増加しており、医療の高度化などもあり、被保険者一人あたりの医療費が増加しているためです。

次に、その下の事業費納付金についてです。総額は、約74億7,000万円で、前年度から皆増となります。ご承知のとおり今年度より県から割り付けられた納付金として、予算額どおりの確定額となっています。

以上のとおり、左側の表、一番下の、歳入全体の合計は、基金からの繰入金として約1億5,800万円を含み、約288億8,100万円を見込んでいます。一方、歳出合計では、右側の表、一番下の、約288億8,100万円を見込み、歳入歳出の差引きは0としております。

なお、これまで申し上げました見込額につきましては、現時点でのものであり、歳入においては、保険料収入を直近の収納状況をもとに見込んでいること、県からの各種交付金については、歳出の保険給付費の増減や県が近く定める係数によってその交付額が変動する可能性があります。

また、歳出の7割を占める保険給付費につきましても、今後の医療動向など不確定要素がまだ多くございますこと、ご了承ください。

出納閉鎖となる5月末の決算時までは、収支の状況を注視しながら、安定した国民健康保険事業の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、概要であります。平成30年度決算見込みについての説明を終

わらせていただきます。

【会長】

説明は終わりました。ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(質問なし)

ご質問が無いようですので本件については、この程度にとどめます。

次に、『健診に行こう！わくわくプレゼントキャンペーンについて』を議題とします。事務局、説明をしてください。

【事務局】

健診に行こう！わくわくプレゼントキャンペーンについて説明いたします。

お手元の資料7ページをご覧ください。

まず、このキャンペーンについてですが、このたび、第2期データヘルス計画に基づき、国保特定健診の受診率を向上させるため、受診者を対象に、市内健康増進施設の各種利用券、市名産品や図書カードが抽選で当たるキャンペーンを実施してきました。

本日は、現時点の応募状況や受診率について報告させていただくと同時に、来年度のキャンペーンの内容について説明させていただきます。

「1 平成30年度応募状況」についてですが、平成31年1月25日時点の応募状況は、1の表のとおりとなっております。応募総数は3,527通となっております、C賞とD賞に9割近くの応募が集まっています。Wチャンス賞を含めた全体の応募倍率は2.8倍となっております。

次に、「2 公開抽選会について」ですが、平成31年3月19日の14時から市役所新館10階大会議室にて行います。

次に「3 特定健診受診率」についてですが、平成30年12月20日時点の受診者数は10,437人です。現時点での受診率は、24.1%で、昨年度の同時期と比較するとマイナス0.3%となっております。次の「4 啓発実績」に記載しているとおり、今年度は、キャンペーンのほか、様々な啓発を実施してまいりましたが、現時点の受診率はほぼ横ばいの状況です。

最後に、平成31年度のキャンペーンについてですが、「5 平成31年度賞品一覧(案)」をご覧ください。

来年度も引き続き、特定健診の受診率向上を図るため、全体の賞品数を大幅に増やし受診を促します。合計で2,210人に当たります。

賞品については、A賞に旅行券5万円分と、C賞にスマートウォッチを新たに加えました。旅行は幅広い年代に好まれ、誰もが心身ともにリフレッシュできるなど、忙しい毎日の気力の充電にはもってこいと考えこのたび目玉にしています。スマートウォッチは歩数計や心拍計などが付いた多機能付き腕時計のことで、若年層にも人気があり、健康管理に役立てていただきたいと考えています。

また、Wチャンス賞については、図書カード500円分に、当選数も2,000に倍増してキャンペーン賞品の充実を図りました。

このキャンペーンは、その名のとおり、まず健診に行ってほしい、自分の健康状態を知り、生活習慣病の予防、重症化の早期対応にいかしてほしい、との思いから始めたものです。引き続きキャンペーンの啓発も積極的に行い、受診率の向上に繋げてまいりたいと考えております。

以上で、健診に行こう！わくわくプレゼントキャンペーンについての説明を終わらせていただきます。

【会長】

説明は終わりました。ご質問・ご意見がございましたら承ります。

【委員】

質問ではなく、感想なんですけど、平成31年度の賞品にスマートウォッチなど健康の維持増進に役立つものが入っているのがとてもいいなと思いました。市の特産品をアピールするという意味で加古川和牛などを入れていたのでしょうか、やはり加古川ウェルネスパークの回数券やスマートウォッチなど健康に役立つものが入っていると思いました。

【会長】

よろしいですか。

(質問なし)

それでは本件については、この程度にとどめます。

次に、『平成31年度保健事業(新規)について』を議題とします。事務局、説明をしてください。

【事務局】

平成31年度保健事業(新規)について説明いたします。

お手元の資料、8ページをご覧ください。

まず、(1)早期介入簡易検査(サンキュー検査)について説明いたします。当事業は第2期データヘルス計画に基づくもので、事業の目的は、40歳より前の年代に手軽に健康状態を知る機会を提供し、40歳から始まる特定健診を受診する動機付けを行うものです。対象者は当該年度末年齢39歳の国民健康保険加入者で、約550人を見込んでいます。

事業内容は、対象者に対して一般的な健康診断と同等の血液検査が自宅で簡単に受けられるキット検査を実施します。

事業の流れは、はじめに市から利用案内を対象者に送付します。受診希望者はスマートフォン又はパソコンから検査を申し込み、送付されてきた検査キットに血液1滴を入れて返送します。検査結果もWebで簡単に確認でき、検査結果には生活改善のアドバイスが付き、電話相談等も利用できます。検査の申し込みから検査結果の確認までインターネットで簡単にできるので、働き盛りの忙しい人も利用しやすいものとなります。健康への気づきを提供することで、40歳から始まる特定健診の受診に繋げてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)歯周病検診促進事業について説明いたします。

当事業もデータヘルス計画に基づくもので、事業の目的は、若年層への歯周病健診の実施により、歯周病の早期発見・早期治療の機会を提供するとともに、歯周病と関わりの深い糖尿病の発症予防を図ります。対象者は、当該年度末年齢30歳の国民健康保険加入者で、約500人を見込んでいます。

事業の流れは、はじめに市から検診の無料クーポンを対象者に送付します。検診希望者は協力歯科医院に無料クーポンを持参して検診を受けていただきます。その後、歯科医から検診結果の説明を受け、目的である歯周病の早期対応、並びに本市の重要課題である糖尿病の改善につなげてまいります。

続きまして、(3)服薬指導事業について説明いたします。

当事業は今年度から国が本格的に開始した保険者努力支援制度にそったもので、重複・多剤投薬等を受けている人にその改善のための通知を行い、適正な服薬を促す指導により、該当者の健康増進を図るものです。対象者は、約200人を見込んでいます。

事業内容及び流れは、市は重複・多剤投薬等を受けている人をレセプト情報から抽出し、現在の投薬情報と改善提案を対象者に通知します。次に、通知した投薬情報等を基にして、対象者にかかりつけ医師や薬局への改善相談を促します。なお、希望者には市委託の薬剤師による電話相談又は面談指導を実施し、現状と改善提案を丁寧に説明し、処方している医師や薬

局への相談を支援します。

現状の重複や多剤投薬のまま服薬すれば、副作用や症状悪化の危険性があるため、服薬の適正化、対象者の健康増進に取り組んでまいります。

以上で、平成31年度保健事業（新規）についての説明を終わらせていただきます。

【会長】 説明は終わりました。ご質問・ご意見がございましたら承ります。

【委員】 歯周病検診の受診医療機関での流れについてお聞きしたいんですけども、これまでの歯周病検診と同じなんでしょうか。

【事務局】 同じ流れになります。健康課が行っている歯周病検診や妊婦検診、後期高齢者を対象にした検診と同じような流れになる予定です。

【委員】 つまり30歳の方は国民健康保険が実施主体となるということですね。

【事務局】 はい、国民健康保険に加入している30歳の方に対しては実施主体となります。

【会長】 よろしいですか。それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

以上で、本日予定していた議事は、すべて終了しました。

次に、「3 その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

（委員なし）

次に、事務局から何かありますか。

（事務局なし）

以上をもって、議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。

さて、委員任期もあとわずかとなりました。皆様のご協力をおもひまして本協議会を無事に運営することができました。この場をお借りしてお礼申しあげます。

また、委員12名のうち、8名が今期をもって退任されますので、お名前を読み上げてご紹介に代えさせていただきます。

長きにわたり国民健康保険の重要事項について審議いただき、誠にありがとうございました。今後ともそれぞれの立場で引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、私からの感謝のことばとします。

それでは、事務局へ進行を戻します。

【事務局】 事務局より2点事務連絡をさせていただきます。

1点目は、本日開催されました運営協議会における委員の方の報酬については、指定口座へ2月下旬に振り込みさせていただく予定ですので、後日、ご確認をお願いいたします。

2点目です。「カーパークつつじ」を利用されている委員の方は、この後、駐車券をお渡し致します。

事務連絡は以上です。

続きまして、本日の会議の終わりにあたりまして、市民部長から、お礼を申しあげます。

【市民部長】 本日は大変お忙しい中、委員の皆様には多岐にわたるご協議をいただき、ありがとうございました。

本日の議題に関していただきました貴重なご意見を踏まえ、共同保険者である兵庫県とも連携を図りながら、今後の本市、国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、先ほど会長からもありましたが、本協議会の委員の任期は、今月21日までであり、今回が任期最後の協議会になろうかと存じます。委員の皆様方におかれましては、国民健康保険制度の大改革がなされる中、国民健康保険料の料率等の見直しや第2期データヘルス計画の策定など、各般にわたり、熱心にご審議をいただきました。改めまして厚くお礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、本日の協議会のお礼とさせていただきます。

【事務局】

それでは、以上をもちまして、平成30年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、本日はおつかれさまでした。